

第 6379 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 14日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 源泉徴収における推計課税

Q : 令和2年の税制改正で、源泉徴収における推計課税制度が創設されたとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

令和2年の税制改正では、源泉徴収における推計課税制度が創設されます。

主な内容は、次のとおりです。

①源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合において、税務署長がその源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収するときは、その給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質、その提供の程度その他の事項により、その給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推定等をして、これを行うことができる。

②税務署長は、①によりその給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推定等を行うことが困難である場合は、給与等の支払の日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができる。

③税務署長は、②の場合、源泉徴収義務者の収入もしくは支出の状況又は生産量、販売量その他事業の規模等により、推計して所得税を徴収することができる。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

